

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱（案）新旧対照表

前回案	修正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会の設立初期の立ち上がりに要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第2条 交付対象者は、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第2条に定める地域自治協議会(以下「協議会」という。)とする。</p> <p>(交付対象経費および交付金の額)</p> <p>第3条 交付金の交付は協議会の認定から 年度を限度とし、対象となる経費および交付金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(交付金の交付申請)</p> <p>第4条 交付金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 規約</p> <p>(4) 組織図</p> <p>(5) 構成員及び役員の名簿</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(実績報告書の添付書類)</p> <p>第5条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 交付対象事業に関する支出を証明する書類</p> <p>(2) 協議会活動報告書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進を図るため、地域自治協議会(以下「協議会」という。)の設立初期の立ち上がりに要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第2条 交付対象者は、奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱第2条に定める協議会とする。</p> <p>(交付対象経費および交付金の額)</p> <p>第3条 交付金の交付は協議会の認定から 年度を限度とし、対象となる経費および交付金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(交付金の交付申請)</p> <p>第4条 交付金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 規約</p> <p>(4) 構成団体及び役員の名簿</p> <p>(5) 組織図</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(実績報告書の添付書類)</p> <p>第5条 交付金の交付を受けた者は、規則第14条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 対象事業に関する支出を証明する書類</p> <p>(2) 協議会活動報告書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。</p>

前回案	修正案																				
<p>附則 この要領は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="172 347 1039 643"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象経費</th> <th>交付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 協議会の運営</td> <td><u>賃金, 報償費, 旅費,</u></td> <td rowspan="3">年間 円を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業</td> <td><u>需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費,</u></td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長が必要と認める事業</td> <td><u>原材料費, 備品購入費その他市長が特に必要と認める経費</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	対象経費	交付金の額	(1) 協議会の運営	<u>賃金, 報償費, 旅費,</u>	年間 円を限度とする。	(2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業	<u>需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費,</u>	(3) その他市長が必要と認める事業	<u>原材料費, 備品購入費その他市長が特に必要と認める経費</u>	<p>附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="1171 336 2038 596"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象経費</th> <th>交付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 協議会の運営</td> <td><u>交際費、慶弔費及び</u></td> <td rowspan="3">年間 円を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業</td> <td><u>懇親会等に係る経費を除く経費</u></td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長が必要と認める事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	対象経費	交付金の額	(1) 協議会の運営	<u>交際費、慶弔費及び</u>	年間 円を限度とする。	(2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業	<u>懇親会等に係る経費を除く経費</u>	(3) その他市長が必要と認める事業	
対象事業	対象経費	交付金の額																			
(1) 協議会の運営	<u>賃金, 報償費, 旅費,</u>	年間 円を限度とする。																			
(2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業	<u>需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費,</u>																				
(3) その他市長が必要と認める事業	<u>原材料費, 備品購入費その他市長が特に必要と認める経費</u>																				
対象事業	対象経費	交付金の額																			
(1) 協議会の運営	<u>交際費、慶弔費及び</u>	年間 円を限度とする。																			
(2) 自主的・自立的な地域のまちづくり事業	<u>懇親会等に係る経費を除く経費</u>																				
(3) その他市長が必要と認める事業																					